



水道課からのお知らせ

○受水槽の清掃はお済みですか？

水道メータから先の受水槽や給水設備の維持管理は、設置者または管理者が行うことになっています。

水道法では、受水槽の有効容量が10m³を超えるもののみ、管理状況の検査の受検を義務づけていますが、町では、安心して水を使用していただくために有効容量が10m³以下の小規模な受水槽についても自主的に1年に最低1回以上清掃するよう定めています。

まだ受水槽の清掃がお済みでない方は、ぜひこの機会に点検・清掃をお願いします。

○漏水調査にご理解とご協力を！

本年度も昨年度に引き続き、公道部分ではなく各家庭に引き込んでいる給水管の漏水調査を実施しています。本年度は、大川町・黒川町を対象としています。

調査は、町が委託した(株)管路診断が行います。受注者は町発行の身分証を携帯しています。訪問時の言動が疑わしい等不審な点がある場合、身分証をご確認ください。委託期間は12月上旬までの予定となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

○水道メータ取替工事について

法令に基づき有効期限が満期となる水道メータの交換を実施しています。

通常の交換にかかる費用については、お客様の負担はありません。ただし、メータ設置後にその上に支障物件を設置したり、アスファルト舗装で止水栓を覆ってしまった場合など、特別な作業を必要とする場合にはお客様の負担となることがあります。

受注者は町発行の身分証を携帯しています。訪問時の言動が疑わしい等不審な点がある場合、身分証をご確認ください。工事期間は年内の予定となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

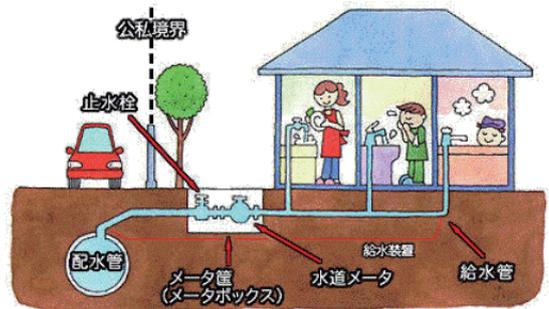
○建物解体の際は『水道メータ』を返却してください！

『水道メータ』（建物の壁に設置しているメータおよび地下に埋設されているメータ本体）は、水道料金算定のために水道課が各家庭に設置しているものです。水道を使用していた建物を解体する場合、水道課設置の『水道メータ』は水道課に返却しなければなりません。

最近、建物解体に伴い、水道メータの紛失や漏水の原因となる不適切な処理が発生しています。建物の解体を行う場合は、必ず「余市町指定給水装置工事事業者」と相談し、『水道メータ』の撤去・返却を行ってください。

○水道管の埋設状況確認について

道路工事や不動産調査等に伴う配水管や給水管の埋設状況確認は、電話やFAXでは場所の誤認などの原因となりますので、水道課窓口で受け付けています。なお、担当者が不在の場合がありますので、事前に電話で日程調整のうえ、お越しいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。



問合せ 水道課 工務係 ☎21-2130

ホームページ



水防法に基づく雨水出水（内水）浸水想定区域の公表



1. 雨水出水（内水）浸水想定区域とは

水防法第14条の2第2項の規定に基づき、想定し得る最大規模降雨により、公共下水道などの排水施設で雨水が排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域、想定される浸水の深さを公表するものです。

2. 区域指定の目的

雨水出水（内水）浸水想定区域図を公表・周知することで、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、浸水被害の軽減を図ることを目的としています。

3. 指定年月日・指定対象区域

指定年月日：令和7年6月1日

指定対象区域：公共下水道全体計画区域

浸水想定区域図は、町ホームページおよび下水道課窓口で閲覧できます。

問合せ 下水道課 建設係 ☎21-2129